
悪臭規制・指導の手引き

工場・事業場の事業活動に伴って発生する**悪臭**については、生活環境を保全し、人の健康を保護するため、「**悪臭防止法**」、「**県民の生活環境の保全等に関する条例（愛知県条例）**」及び「**市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（名古屋市環境保全条例）**」により、種々の規制・指導をおこなっております。

このリーフレットは、事業者の皆様が悪臭防止に努めていただくために、悪臭の規制・指導の概要をまとめたものです。

●規制対象地域

名古屋市全域が対象です。

●名古屋市の規制・指導

名古屋市では、以下の規制や指導を行っています。

- 1 悪臭防止法に基づく規制（排出濃度規制）
- 2 名古屋市環境保全条例に基づく指導（臭気指数規制）
- 3 愛知県条例に基づく規制（悪臭関係工場等の届出）

名古屋市環境局

1 悪臭防止法に基づく規制（排出濃度規制）

工場・事業場を設置している事業者は、以下の3つの規制基準を遵守しなければなりません。

(1) 敷地境界線の地表における規制（1号規制）（法第四条第1項第一号）

工場・事業場から排出される特定悪臭物質についての敷地境界線上の地表における規制基準です。

(2) 煙突等からの排出口における規制（2号規制）（法第四条第1項第二号）

工場・事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質のうちアンモニア等13物質の排出口における規制基準です。

規制基準値は悪臭物質の大気中への拡散を考慮に入れて、総理府令で定める換算式(下式)により算出した値です。

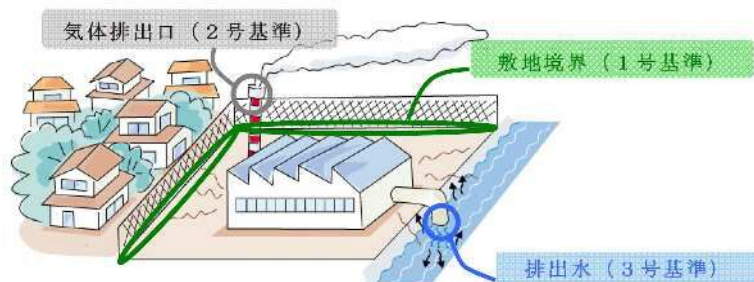
$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q：特定悪臭物質の排出量(規制基準: m³N/時)

H e：補正された排出口の高さ (m)

C m：敷地境界線の基準値(ppm)

(注:補正された排出口の高さが5m未満となる場合は適用されない。)



愛知県：悪臭規制のあらましより抜粋

(3) 排水水の敷地外における規制（3号規制）

工場・事業場からの排水水に含まれる特定悪臭物質のうちメチルメルカプタン等4物質の規制基準です。排水水量により3段階に区分され、規制基準は区分ごとに定められています。

特定悪臭物質の規制基準一覧表（○：規制対象）

物 質 名	1 号規制 (ppm)		2 号規制	3 号規制 (mg/ℓ)			
	敷地境界線の地表における規制		気体排出施設からの規制	排水水に係る規制	排出水量(Q ; m ³ /秒)		
					Q≦10 ⁻³	10 ⁻³ <Q≦0.1	0.1<Q
アンモニア	○	1	○				
メチルメルカプタン	○	0.002		○	0.03	0.007	0.002
硫化水素	○	0.02	○	○	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	○	0.01		○	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	○	0.009		○	0.6	0.1	0.03
トリメチルアミン	○	0.005	○				
アセトアルデヒド	○	0.05					
プロピオンアルデヒド	○	0.05	○				
ノルマルブチルアルデヒド	○	0.009	○				
イソブチルアルデヒド	○	0.02	○				
ノルマルバレールアルデヒド	○	0.009	○				
イソバレールアルデヒド	○	0.003	○				
イソブタノール	○	0.9	○				
酢酸エチル	○	3	○				
メチルイソブチルケトン	○	1	○				
トルエン	○	10	○				
スチレン	○	0.4					
キシレン	○	1	○				
プロピオン酸	○	0.03					
ノルマル酪酸	○	0.001					
ノルマル吉草酸	○	0.0009					
イソ吉草酸	○	0.001					

2 名古屋市環境保全条例に基づく指導（臭気指数規制）（条例第45条）

悪臭公害は複合した臭気によるものも多くあり、法に基づく規制では十分な対応がとれないことがあります。このため本市では、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき**悪臭対策指導指針**を定め、複合した臭気に対して、人の嗅覚による指導基準値（臭気指数）を設定しています。

測定は、嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）により行います。

指導基準値針一覧表

（平成15年9月30日名古屋市告示第412号）

区域の区分		指導基準値	
種 別	該 当 地 域	事業場の敷地の境界線における臭気指数	事業場の排出口から排出される臭気指数
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考1 区域の区分該当地域の欄中の各地域（未指定地域を除く）は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している事業場については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該事業場の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る事業場の敷地の境界線における臭気の濃度の指導基準値を適用する。

●臭気指数

三点比較式臭袋法を用いて測定した臭気濃度の対数を10倍した数値

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ （臭気濃度）

（例）臭気濃度1000の場合

臭気指数 = $10 \times \log_{10} 1000 = 30$

●臭気濃度

臭気濃度とは、臭気を無臭空気希釈して、におわなくなったときの希釈倍数をもって臭気を数値化したもの

特定悪臭物質のにおいと主な発生源

物質名	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場等

脱臭装置の種類と適応業種

脱臭装置		概 要	長 所	短 所	適応業種	
燃 焼 式	直接燃焼装置	約800度に加熱し無害の炭酸ガスと水に酸化分解して脱臭する。	広範囲の有機溶剤を脱臭する。	廃熱回収しなければ運転費が高価。 NO _x の発生。	化製場、塗装、印刷、パルプなどで臭気指数の高いもの	
	蓄熱式燃焼装置	蓄熱材により熱交換効率(>80%)を高めた燃焼装置。	中濃度の排ガスを経済的に脱臭する。 NO _x の発生が少ない。	設置スペース、重量大 設置コスト大。	塗装、印刷、化学工場、ラミネートなどで臭気指数の中程度のもの	
	触媒燃焼装置	触媒によって200～350度の低温で酸化分解して脱臭する。	直接燃焼法より運転費が安い。 NO _x の発生が少ない。	触媒劣化物質が含まれている時に対策が必要。	印刷、塗料、インキ製造、医薬品、食品加工等	
洗 浄 法	洗浄(吸収)式脱臭装置	薬剤をスプレーして接触し、化学反応によって脱臭する。 悪臭物質の種類によって水・酸・アルカリ・酸化剤・水溶液等が使用される。	設備費が安価 ミスト、ダストも同時処理できる。 ガスの冷却効果がある。	廃水処理が必要 薬液濃度調整や計器点検等、日常管理がシビアに必要。 薬品に対する安全対策、装置の腐食対策が必要	下水処理場、ゴミ処理場、食料品製造業、化学工業、畜産農業、と畜場、ビルピット等	
吸 着 法	回 収 装置	固定床式	活性炭を充填した複数の塔を切り替えながら吸着し、水蒸気で脱着、冷却凝集して回収する。	歴史が古く実績大 操作が簡単 装置の高さが低い。	廃水が多量に発生。廃水処理が必要。 ケトン系溶剤は発火防止対策が必要。 水溶性溶剤の回収溶剤は水分が多量に溶解して薄まる。	塗装、印刷、接着、塗料、インキ、クリーニング業等
		流動式	流動層で溶剤吸着 流動層で加熱脱着 活性炭が循環する、連続回収装置 脱着ガスは窒素	廃水がほとんど発生しない。 ケトン系溶剤も安全に回収。 回収溶剤中の水分少	装置の高さが高い。 風量が大幅変動する時は風量制御装置が必要。	固定床式と同じ。 溶剤濃度が低いほど有効である。
	濃 縮 装置	ハニカム式濃縮装置	低濃度の悪臭から悪臭を分離し、小風量に濃縮する装置。	大風量の排ガスも経済的に処理できる。 装置がコンパクト。 保守保全が簡単。 作業室の脱臭も可。 (クローズド化)	活性炭劣化物質が多量に含まれる時は不可。	塗装や各種印刷、接着、FRP加工、ドライクリーニング等
	交 換 装置	交換式吸着装置	吸着剤や酸化剤を充填し通風する。 充填剤の効果がなくなれば新品と交換。	装置費が安価。 装置がコンパクト。 運転操作が簡単。	超低濃度に限定される。 (高濃度だと交換費用が高価になる)	下水処理場、食品加工、調理食品、ペットショップ、ゴム工場、プラスチック製造等
生 物 脱 臭 法	土 壌 脱 臭 法	悪臭を土壌層に通風。 土壌中の微生物によって分解脱臭する。	運転費が非常に安価。 維持管理が容易。 土壌の上層は花畠等、緑地に利用できる。	処理できる悪臭物質に制限がある。 降雨期に通気抵抗が大きくなり、リークが生じる。 広いスペースが必要。	下水処理場、堆肥、化製場、浄化槽等	
	充填塔法	微生物をつけた担体を充填した塔に通風し、微生物によって分解し脱臭する。	装置がコンパクト。 維持管理が容易。 運転費が非常に安価。	処理できる悪臭物質に制限がある。 微生物の馴致期間が必要。 酸性廃液処理が必要。	下水処理場、畜産農業、浄化槽、化学工場、ビルピット等	
消・脱臭剤		悪臭を消・脱臭剤によって感覚的に悪臭をやわらげる。	簡単に設置でき安価。	基本的には悪臭物質を無臭化しない。	畜産農業、食品製造業、印刷工場、ビルピット等	

3 愛知県条例に基づく規制（悪臭関係工場等の届出）

（県条例第65条第2項、県条例施行規則第73条）

悪臭関係工場等（下表の業種）の事業者は、当該悪臭物質の排出に係る施設の構造、作業の方法その他規則で定める事項について届出を行う義務があります。

届出は、その年度終了後一月以内に悪臭関係工場等届出書を当該区を所管する公害対策課（p7参照）まで提出してください。

悪臭関係工場等業種一覧表

種別	業 種	
1	畜産農業	豚房施設（豚房総面積50㎡以上）
		牛房施設（牛房総面積200㎡以上）
		鶏（3,000羽以上）
		うずら（20,000羽以上）
2	飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）	
3	コーンスターチ製造業	
4	レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）	
5	クラフトパルプ製造業	
6	セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）	
7	ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）	
8	石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）	
9	石油精製業	
10	製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）	
11	鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）	
12	化製場（化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第二項の化製場をいう。）	
13	し尿処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可又は第九条の三第一項の規定による届出がなされたし尿処理施設（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽を除く。）を有するものに限る。）	
14	ごみ処理場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による許可又は第九条の三第一項の規定による届出がなされたごみ処理施設を有するものに限る。）	
15	終末処理場（下水道法第二条第六号の終末処理場をいう。）	

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎ 9 7 2 - 2 6 7 4）までお問い合わせください。



申請・ご相談・お問い合わせ先

市外局番（052）

西区公害対策課 （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木二丁目18-1 （西区役所5階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3 FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課 （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄二丁目2-1 （港保健センター3階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3 FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課 （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通3-10 （南区役所2階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2 FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課 （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社二丁目50 （名東区役所1階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8 FAX 7 7 8 - 3 1 1 0

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課 ☎ 972-2674（直通） FAX 972-4155

届出書は、名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/>）からダウンロードできます。
（事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→環境保全に関する法律・条例等の届出書・申請書（総目次）→悪臭関係）

環境保全 目次

サイト内検索

